

給実甲第1324号

令和6年2月15日

人事院事務総長

給実甲第197号の一部改正について（通知）

給実甲第197号（特殊勤務手当の運用について）の一部を下記のとおり改正したので、令和6年1月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
八の三 災害応急作業等手当 (規則第19条) 関係 (削る)	八の三 災害応急作業等手当 (規則第19条) 関係 <u>1</u> <u>規則第19条第1項の「人事院の定める職員」は、次に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ次に掲</u>

掲げる職員とする。

(1) 規則第19条第1項第1号に掲げる作業 内閣府又は国土交通省に所属する職員

(2) 規則第19条第1項第2号に掲げる作業 消防庁、林野庁又は国土交通省に所属する職員

(3) 規則第19条第1項第3号に掲げる作業 消防庁又は海上保安庁に所属する職員

(4) 規則第19条第1項第4号に掲げる作業 内閣府、国土交通省又は気象庁に所属する職員のうち人事院事務総長が認める職員

(5) 規則第19条第1項第5号に掲げる作業 人事院事務総長が認める職員

1 規則第19条第1項各号の次に掲げる事項については、それぞれに定めるところによるものとする。

(1)～(6) (略)

(7) 「災害応急対策に係る連絡調整」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第7

2 規則第19条第1項各号の次に掲げる事項については、それぞれに定めるところによるものとする。

(1)～(6) (略)

(7) 「災害応急対策に係る連絡調整」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5

4条の4の規定に基づく応援又は災害応急対策の実施、同法第77条第1項の規定に基づく応急措置又は施策の実施その他の同法第50条に規定する災害応急対策の実施のために行う連絡調整をいう。

0条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第8号に掲げる事項その他国民の生命、身体及び財産を災害から保護するために緊急に行われた措置に関する事項について、同法第74条の4の規定に基づき指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長が応援若しくは災害応急対策の実施をし、又は同法第77条第1項の規定に基づき指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長が必要な施策を講じるために行う連絡調整をいう。

2 規則第19条第2項の「人事院が定める災害」は、災害対策基本法に基づく災害対策本部若しくは石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく石油コンビナート等現地防災本部が設置され又は災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害のうち暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、津波、火山爆発又は大規模な火事による災害、原子力災害対策特別措置法

（新設）

<p><u>(平成11年法律第156号) に</u> <u>基づく原子力災害対策本部が設置</u> <u>された災害その他人事院事務総長</u> <u>が定める災害とする。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
---	--------------

以 上